

【山形大学大学院理工学研究科博士前期課程（工学系）】建築・デザイン・マネジメント専攻

*満たすべき水準（DP）

山形大学大学院理工学研究科博士前期課程（工学系）

山形大学大学院の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、理工学研究科（工学系）では、地域創生・次世代形成・多文化共生に資する以下のような知識や能力を有し、定められた審査等に合格した者に学位を授与します。

1. 豊かな人間力

- (1) 俯瞰的・複眼的視野から社会の課題を把握する能力を身に付けている。
- (2) 社会の変化に対応して、異分野連携を推進しながら、課題解決・地域創生を推進できる能力を身に付けている。

2. 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- (1) 専門とする工学分野の科学・技術に関する幅広く深い知識と技能に加えて、異分野の学問に関する知識を身に付けている。
- (2) 科学・技術を発展させる上で必要な倫理的な思考力と記述力、発表と討議の能力、習得した知識と技能を自在に応用できる能力を身に付けている。

3. 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- (1) グローバルな視点に基づいて情報を収集し、多文化が共生する社会の創成に貢献する態度と能力を身に付けている。
- (2) 世界に向けて自らが発見した科学的知見や革新的な技術を発信する能力を身に付けている。

ー建築・デザイン・マネジメント専攻ー

山形大学大学院全体及び理工学研究科の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、建築・デザイン・マネジメント専攻では、地域創生・次世代形成・多文化共生に資する以下のような知識や能力を有し、定められた審査等に合格した者に学位を授与する。

1) 豊かな人間力

- ①地域社会が抱える多様な課題を、俯瞰的・複眼的視野から発見・発掘し把握する能力を身に付けている。
- ②地域社会が抱える課題に対して、社会的変化に応じて、異分野連携を推進しながら、課題解決・地域創生を推進できる能力を身に付けている。

2) 深化した専門知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- ①専門とする建築、デザイン、マネジメントに関する高度な専門知識と技能を中心として、工学等の他分野を含めた知識を身に付けている。
- ②科学・技術を発展させるうえで必要な論理的思考と記述力、発表と討議の能力、習得した知識と技能を自在に持続可能な地域社会の構築等に応用できる能力を身に付けている。

3) 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- ①グローバルな視野から情報を収集し、多文化が共生する持続可能な地域社会の創成に貢献する能力を身に付けている。
- ②世界に向けて自らの知識や技能、研究成果等を発信する能力を身に付けている。

*項目

建築・デザイン・マネジメント専攻では、以下の審査基準にすべてを満たしたものを合格とする。

1. 山形大学大学院理工学研究科及び建築・デザイン・マネジメント専攻ディプロマ・ポリシーに従い、学位論文として適切な形式を踏まえていること。
2. 修士学位論文は、新規性又は独創性がある建築・デザイン・マネジメント専攻に関連する分野における新しい知見をもたらすか、又は当該分野における研究遂行に必要な基礎知識・理解力・問題解決能力等を証明する、独自の考察を含んだ論文であること。
3. 論文の構成について
 - (1) 論文の題目が適切であること。
 - (2) 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
 - (3) 研究方法が記述されており、目的に沿った方法であること。
 - (4) 結果が図表等を用いて適切に示されていること。
 - (5) 考察が結果に基づいて適切に導き出されていること。
 - (6) 目的に対応して結論が適切に導き出されていること。
 - (7) 引用文献が適切に用いられていること。
4. 提出された学位論文は審査委員（主査、副査）によって審査されること。

*審査委員の体制

（山形大学学位規程）

- 第11条 研究科長は、山形大学学位規則第8条の規定による学位論文を受理したとき又は大学院規則第19条第3項に規定する試験及び審査(以下「特定審査」という。)を行うときは、学位論文内容又は特定審査に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。
- 2 研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

*審査の方法

履修基準の授業科目を修得する見込みがつき、研究指導を受けた学生は、修士論文を作成し、審査申請することができる。

提出された論文は、米沢地区委員会が選出する論文審査委員により審査される。

最終試験は、論文提出者が、各専攻開催の公聴会において、学位論文の内容を発表する際に、関連する事項に対して論文審査委員が口頭又は筆頭で試問を行う形で実施される。